

近世における山城農民の経済生活（一）

——乙訓郡神足村——

足立政男

一、山城農村の貢租の概観とその特質

二、乙訓郡神足村農民の経済生活

——半農半商的農民として——

(一) 神足村の景観

(二) 延宝七年末年における神足村農民の経済生活

(三) 豪商の出現と商業資本の支配

三、むすび

一、山城農村の貢租の概観とその特質

江戸時代における村は天領、私領を通じ政治上の單位であると同時に経済上の單位であった。即ち檢地によつて石高を定め、その石高の一定割合を米納で取り立てる貢租を財政の主たる基礎とした江戸時代封建社

会にとつては、村は一個の課税団体であり、貢租たる米を生産するために存在していたにすぎなかつたのである。そして米納貢租の計算基準は村の上田の反当収量を一石五斗とし、以下、中田・下田と二斗ずつ減少せしめたものを田の石高の基礎とするのが標準の石高決定の方法基準として採用せられ、畑の場合も、基準反当収量を一石三斗とし、以下二斗ずつ減少する事によつて石高を定めている。勿論畑の貢租を金納にしてゐる場合は各所にみられるが、地方諸侯の場合、米で貢租をとりうる限り米納の建前をとつていた。諸侯はこれを換貨して金必要経費を支払つていたのである。

さて天保二年山城国中御高附表（岩城氏所蔵）^{註一}によれ

ば山城国は愛宕郡六十九箇村、葛野郡七十六箇村、乙訓郡五十一箇村、紀伊郡二十九箇村、宇治郡二十五箇村、久世郡三十一箇村綴喜郡三十三箇村、相楽郡四十六箇村、計八郡三百六十箇村に区分せられている。その村高負担だけを愛宕郡に例をとって見ると次の通りである。(原文のまま)

愛 宕 郡

一高八拾五石四斗七升壹合	泉涌寺門前	一高千百拾六石壹升	白川村
一高貳百五拾壹石五斗五升二合	今熊村	一高九百四拾七石八升七合四勺	田中村
一高貳百四拾壹石七斗七升八才	柳原村	一高三拾貳石貳升九合	上御靈廻り
一高拾五石六斗九升	清閑寺村	一高四百四拾石八斗八升五合貳勺	浄土寺村
一高四石四斗五升	来迎堂廻り	一高六石壹斗九升	東川原
一高七拾七石四斗三升四合	五条河原	一高八百七拾貳石壹斗四升三合	修学院村
一高百七拾七石六斗貳升	四条川原	一高千八百六拾四石四斗七升	一乗寺村
一高九拾四石六斗四合八勺	祇園廻り	一高八百石	高野村
一高六升	祇置境内 _ニ 有	一高三拾石	高野河原
一高五斗六合六勺五才	祇園村	一高貳百七拾壹石九斗七升六合	八瀬村
一高六石八升六合六勺五才	余部	一高百四拾六石三斗七升七合九勺	草生村

一高貳百四拾壹石貳斗九升四合九勺	大原口 上野村	一高六拾石四斗七升	野中村
一高六拾八石壹斗四升貳合八勺	大原口 井出村	一高百九拾三石三斗七升七合	鞍馬門前
一高百三拾貳石五斗三升五合三勺	大原口 野村	一高九石四斗貳合六勺	貴布彌村
一高百貳石壹斗五升六合	大原口 戸寺村	一高七百五拾壹石九斗四合	市原村
一高五拾壹石五斗六升	大原口 大長瀬村	一高五百五拾壹石	長谷村
一高百拾三石三斗貳升五合五勺	大原口 来迎院村	一高百八拾八石壹斗九升	中村
一高百九拾六石七斗四升貳勺	大原口 勝林院村	一高六百廿四石壹斗四合	花園村
一高四拾八石貳斗九升六合	来迎院寺領	一高千九百石	岩倉村
一高九拾壹石四升七合貳勺	勝林院寺院	一高七百拾五石四斗三升	幡枝村
一高貳五石壹斗壹升	百井村	一高千八百八拾五石八斗七升	松ヶ崎村
一高百貳四石九斗五升	大見村	一高千三百廿三石九斗九升三合	下鴨村
一高三百八拾九石六斗五升	久多村	一高千八百八拾九石五斗七升八合	上賀茂村
一高百四拾貳石六斗六升	別所村	一高七百八拾九石五斗八合八勺	中山村
一高九拾五石五斗四升三合	大布施村	一高千四百三拾壹石三斗三合三勺貳才	西賀茂村
一高七拾九石四升七合	八升村	一高千六百壹石四斗壹升九合貳勺八才	太宮郷
一高三百九拾貳石四斗九升四合九勺壹才	静原村	一高百拾石八斗三升六合五勺	蓮藏寺境内
一高三拾四石九斗七升	二之瀬村	一高貳百七拾石九斗四升八合	千本廻り
		一高千六百六拾八石八斗六升六合六勺	西京村

一高五百拾石三斗五升八合四勺五才

聚楽廻り

地下役人 大工町人知行

一高六斗七升四合

下京畑

賀茂川御修覆料 角倉支配

一高六斗貳升四合

蓮藏野村

百五拾貳石七斗壹合

八瀬御免許高

一高四拾石六斗四合五勺

小山村

一高百拾七石五斗八升九合五勺

小野廻り

(以上七拾九ヶ村)

高合三万七千七百五拾六石貳斗貳升七合五勺五才

以上の村々は現在京都市に編入され、町名や道路名

内

として残っているが徳川時代は村としてその負担が厳

千三百五拾石壹斗九升四合

禁裏御料

重に割付けられていたのである。次に山城八郡の総高

千四百壹石貳斗六合

院御所御料

が如何に配分せられていたかを見るに(原文のまま)

三千百九拾七石六斗五升八合

御蔵入

「愛宕郡」

一高合貳万八千貳百五拾八石三斗三合五勺貳才

壹万三千八百九拾九石七斗六升

宮方門跡御属 公家御家領

ノ

貳千八百五拾四石六斗二升壹合三勺

禁裏御料

旗本医師地下役人 楽人町人知行

千三百五拾六石九斗四升七合壹勺

御蔵入

八千六百四拾四石三斗壹升九合壹勺

宮方門跡公家 御属御家領

九千八百三拾五石四斗九升貳合六勺八才

寺社方

高合貳万五千貳百五拾五石五斗六升八合六勺七才

貳千九百五拾四石八升三合九勺八才

旗本医師

内

「紀伊郡」

五拾七石九斗六升

禁裏御料

三百石

旗本知行

千七拾貳石三斗七升貳合

准后御料

八拾六石貳升

内侍所御料

「久世郡」

三千八百三拾貳石三斗貳升

御蔵入伏見支配

高合貳万六千八百四拾石八斗六升四合五勺

九千三百廿四石六斗壹升七合

宮方御門跡属
公家御家領

式千九拾四石壹斗貳升三合

院御所御料

四千七百五拾六石三斗六勺七才

寺 社 方

千四百九拾壹石六升八合

宮方御門跡御属
公家御家領

千百七拾九石貳斗五升一合

淀 領

壹万七千七百七拾六石四斗壹升壹合貳勺

御 蔵 入

八百四拾八石七斗三升五合

旗本医師大工
地下役人知行

三百拾三石六斗五升四合三勺

寺 社 領

八斗九升壹合

アマベ

九千五百九拾八石三斗七升九合

淀 領

ノ

「宇治郡」

高合壹万五千九百五拾八石八升貳合貳勺

千三百四石貳斗壹升九合

旗本町人知行

内

七千六拾八石貳斗七升五合貳勺

禁裏御料

百拾九石八斗壹升

宇治家地子御免許高

千七百四拾六石貳斗五升三合

御 蔵 入

右之内百拾八石五斗六升五合

大 工 高

四百八拾八石三斗貳升六合

御蔵入伏見支配

「綴喜郡」

四千八百四石壹斗六升貳合

宮方御門跡方公
家方御家領

高合三万五千五百三拾四石五斗六升八合八勺

千五百八拾石九升六合

寺 領

内

六千四百拾八石五斗壹升貳合六勺

禁裏御料

貳千七百九拾六石五斗九升六勺

御藏入

七百三拾石四斗八升壹合四勺

院御所御料

千九石四斗

例幣使料

貳千六百四拾七石四斗七升壹合

宮方門跡公家御家領

三百四拾四石壹斗九升壹合

寺社方

三千貳百七拾石六合六勺

御藏入

八百四拾五石三斗五升八合

淀領

六千四百九拾八石四斗八升

八幡神領

六千九百三拾九石貳斗四升四合

藤堂和泉守知行

九拾五石

寺領

貳千九百五拾五石八斗九升四合

藤堂佐渡守知行

六千九百七拾四石七斗四升八合

淀領

三百石

片桐石見守知行

貳百六拾九石壹斗八升

板倉筑後守知行

貳千百五拾壹石四斗九升八合

柳生備前守知行

三千五百九拾七石五斗九升八合

旗本医師知行

五千九百十壹石七斗五升壹合

旗本寺領

三拾貳石四斗貳升壹合

淀御伝之地子代

ノ右之内 六百拾貳石三斗四升貳合六勺 大工高なり

ノ 三拾石

御山廻り高

以上八郡の高のそれぞれの負担配分を見たのである

ノ 三百七拾八石九斗壹合

大工高

がその總合計は左の通りである。

「相葉郡」

山城八郡

高合三万六千貳百四十七斗三合六勺

一高都合廿貳万九千九拾八石貳斗九合貳勺四才

壹万九石三斗八升四合四勺

禁裏御料

内

三百五拾石九斗九升四合六勺

院御所御料

貳万八千四百拾五石貳斗六升壹合五勺

禁裏御料

貳千三百九拾石三斗九升八合

宮方門跡 公家領

六千三百六拾壹石四斗七合四勺

院御所御料

貳百石

准后御料

五万八千三百三拾四石貳斗六升壹合七勺 宮方門跡御属 公家御家領

千八百五拾石七斗六合

准后御料

百拾九石八斗壹升

宇治家地子
御免許高

貳百石貳斗

内侍所御料

拾貳石四斗貳升壹合

淀御伝之地子代

三万九百六拾八石四斗八合五勺

御藏入

八斗九升壹合

アマバ

四千三百廿石六斗四升六合

伏見預り
御藏入

ノ右之内

三万八千貳百貳石三斗七升三合三勺六才

寺社方

千八百八石九斗九升八合六勺

大工高有

内

五百四拾五石三斗三合貳勺

御朱印高

三拾石

御山廻り高有

千九石四斗

例幣使料

以上の如くて京都御所に上納する石高は山城八郡總
石高の約四十八%にあたり、又社寺關係が二十二%で

壹万八千五百九拾七石七斗七升六合

淀領

兩者を合計すると約七十%が、御所と社寺關係の上納

六千九百卅九石貳斗四升四合

藤堂和泉守知行

高附になり、ここに山城天領百姓の負担と、その果し

三百石

片桐石見守知行

て来た役割の特質がみられる。

貳千五百五拾壹石四斗九升八合

柳生備前守知行

さて以上の御高附による農民負担の程度はどんな程

百四拾三石貳斗

片桐主膳正

度であり、その経済生活の状態はどんな有様であった

百六拾九石壹斗八升

板倉筑後守

か。以下具体的な実例によってみることにする。

百五拾貳石七斗六升壹合

角倉支配

二、乙訓郡神足村農民の経済生活

壹万八千六拾四石貳斗七合七勺八才

旗本、医師、地
下役人、樂人、町
人大工知行

(一) 神足村の景観

貳百八石七斗四升貳合

八瀬御免許高

京都より西国街道にて西方約十五軒の位置にある沿

道聚落にして、民家は西国街道に沿って連なり大山崎を経て大阪府に至る。今尚、往古参勤交替の折武士達が分宿したと称せられる旧家が存在する^{註二}。村は小商人、小職人の半商半農的家計の家多く、近郷の商取引の中心をなす。明治末年頃で七商三農の割合、現在は全戸数二百七拾軒中、專業農家六拾六軒で、七五パーセントは商業に従事している。現在の水田面積三十三町三段二畝七、供出米高五百七拾三石八斗九升、保有米高三百九拾七石六斗五升（飯米、種子用、飼料用を含む）である。水田の級別は左の通りである。

田の等級	穫米 (玄米)
上々田 ^{1段}	3石 2斗
上田	3石 1斗
中田	2石
下田	2石 9斗
下々田	2石 8斗

尙小作年貢は地主五、小作人五の割である。

延宝七末年山城国乙訓郡神足村檢地帳^{註三}による同村の公定収獲高たる石盛を見るに一段宛次の如き標準によつてゐる。

水田		分米 (玄米)
上々田	1石 5斗	
上田	1石 4斗	
中田	1石 2斗	
下田	1石	
下々田		9斗

畑地		分米
上々畑	1石 4斗	
上畑 (やしき)	1石 3斗	
中畑	1石 1斗	
下畑		9斗
下々畑		8斗
藪畑		5斗

さてこの檢地における標準石盛による神足村の総耕地面積とその石高は次の通りである。

- 古檢三町三反式畝式拾七歩
- 上々田 三町四反式畝式拾七歩
- 此分米五拾壹石式斗八升五合
- 古檢拾町七反拾歩
- 上田 拾壹町五反七畝式拾七歩
- 此分米百六拾式石壹斗六合
- 古檢壹町七畝式拾壹歩
- 中田 壹町壹反九畝六歩
- 此分米百六拾式石壹斗六合
- 但壹石五斗代
- 但壹石四斗代

(二) 延宝七末年における神足村農民の經濟生活 (一六七九)

近世における山城農民の經濟生活 (足立)

此分米拾四石三斗四合

但碇石貳斗代

此分米八斗壹升六合

但八斗代

古檢四反五畝拾六步
下田 四反四畝九步

古檢なし但新開
藪畑 九反九畝步

此分米四石四斗三升

但碇石代

此分米四石九斗七升五合

但五斗代

古檢三畝拾三步
下々田 六畝三步

此分米五斗四升九合

但九斗代

古檢壹反三畝貳拾三步
上々畑 壹反八畝六步

此分米拾三石貳升

但碇石四斗代

但碇石四斗代

古檢三町四反五畝貳拾貳步
上畑 三町六反步

内 四升貳合 無古檢
外六步 四壁之分除之

此分米四拾六石八斗

但碇石三斗代

反合貳拾四町五反九畝貳拾壹步

内

古檢壹町四反貳拾四步
中畑 壹町七反七畝拾八步

古檢ノ貳拾貳町七反八步

内九反壹畝步永荒、井手、
道成堤敷 委細帳末在之

但碇石壹斗代

古檢貳反壹畝貳拾八步
下畑 三反壹畝貳拾四步

貳拾壹町七反九畝八步

古檢有畝步

此分米貳石八斗六升貳合

但九斗代

壹町八反拾九步

竿先出目

九步

古檢無之分

古檢九畝貳拾步
下々畑 壹反六步

九反九畝拾五步

新 藪 開

分米合三百式拾三石式斗三升畝合

内 四升二合御藏屋敷但御藏然之内へ御年貢除之

内

古檢高三百拾畝石三斗七升五合内拾五石五斗式升三合

永荒井手、道成堤敷、無地委細帳未在之

式百九拾五石八斗五升式合

古檢之面然高

式拾式石三斗六升式合

竿先出目

四升式合

古檢無之分

四石九斗七升五合

新藪用

……

右者山城国乙訓郡神足村檢地依被仰付候六尺間竿を以
畝反三百歩也町反畝歩員數斗代高下分量委細書記帳面
相極置者也

延宝七_和六月

石川主殿頭内

檢地惣奉行

石川 伊 織口

檢地本ノ

伴 九郎左衛門○

同

加藤善太夫○

檢地奉行

加藤歩兵衛○

同

豊泉庄太夫○

神足庄屋

伝 兵 衛○

同村案内之者

平 兵 衛○

同

次左衛門○

同

忠 兵 衛○

以上の如く延宝七_和六月に檢地があり、竿先出目畝町
八反拾九歩、二拾式石三斗六升式合に上り、相当嚴重
な檢地であつた事が伺われる。かくして檢地帳に記載
された所謂帳付百姓と呼ばれるものの員數は寺(池之
坊・徳勝寺)座(戈首座、長岡座)を除いて七十二名
である。そのうち最大地主は百姓彦右衛門であつて、
田畑屋舗藪畑地合計

三町四反八畝二拾四歩

此分米三拾九石九斗八升一合

である。多くの田地を小作に出していた事は確かである。最少の地主は百姓庄次郎、同又七、同甚右衛門の三名で僅か二拾四歩である。今全村民の所有地を統計すると次の如くなる。

所の 有地 の 地 さ の	人	数
1反未滿	42	人
1反以上 3反未滿	9	人
3反以上 5反未滿	3	人
5反以上 7反未滿	7	人
7反以上 1町未滿	4	人
1町以上 3町未滿	6	人
3町以上 4町未滿	1	人
合計	72	人

右の如き状態にして一反以下の農民は四十二人もあり、しかもその内訳を示せば次の如き零細農民である。

一反未滿の百姓の内訳

所有地高	人	数
1畝未滿	5	人
1畝以上 2畝未滿	9	人
2畝以上 3畝未滿	7	人
3畝以上 4畝未滿	5	人
4畝以上 5畝未滿	2	人
5畝以上 7畝未滿	6	人
7畝以上 1段未滿	8	人
計	42	人

今七反以下の百姓を農家として生計の立たざるものと考えんとするならば、帳付百姓の八十五%が之にあたり、水呑同様と考えられるものが六十%にも及ぶ状態である。而も畑にさえ米納の貢租を賦課していることは、農民を米の販売者たらしめないだけでなく、米作強制政策が如何に苛酷であつたかが知られる。かくてこれ等の小家族・小経営面積、労働集約的農業の農民達は必然的に小作人になるか、職人になるか、人足として豪商、豪農に隷属するか、交換経済に入り込むかの何れかに活路を見出さざるを得なかつたであろう。小作人の例として同村の豪農油屋家の万延元年の農買日録註に記された小作年貢帳を見るに、近郷の小作人は四十八人にも及び、小作年貢米も百二拾石八升にも上る。従つて油商を営む外に米穀の売買も行つていたようである。同農買日録の米穀売買を見るに

米穀売買（原文のまま）

越年物在高

一米百拾石八斗（百拾石三斗の誤りか）

内

一 上米七拾六石八斗

内 二石 奥海印寺米

拾二石 調子米

中米 五石

下米 貳拾石五斗

一 印米拾貳石

一 親作米 七石

一 古米六石

ノ百廿四石三斗

一 白米四石

一 もち三石

一 精麦壹石

一 菜子五拾八石五斗

一 糟四百貳玉

一 御蔵米

とあり、売却米と思われるのは次の通りである（売却

米の一部をあげることにする）

二月五日

一、下米五石

代四百九拾九分

金六兩貳分貳朱

代四百九拾貳分四厘

古

久兵衛

ノ貳分七厘六毛不足

村長 蔵

一、粉米五斗

代金壹分壹朱 取

一、同壹石

代壹分貳朱

伏見

何 某

ゼニ貳貫五百文受取

二月九日

一、下米拾五石

代売ノ五百目

大やぶ

金拾六兩 代壹ノ貳百六分五厘

当 藤

ノ貳百九十三分六厘不足

三月十四日

一、御蔵下米 三石五斗

同人

代四百六貫

金五兩七分七厘

代四百八〇

内巻分七厘四毛米欠け

ノ三分七厘四毛

ぜに 三百四拾文渡

廿二日

古川

一、同三石五斗

彦兵衛

代金五兩二分二朱

四月廿日

古川

一、米拾五石

彦兵衛

代金廿五兩

入拾九兩三分 四月廿日

入五兩 麦分 五月朔日

これによって如何に神足村の一地主(一方において

正月十八日

搾油業を営む)が土地を集中し、同時に小作人の生産力の向上分を小作料として収奪していたか、そして直接生産者たる貧農達が経済的・身分的に地主である上層階級に隷属し、寄生地主の發達をうながしていたかを知り得よう。殊に小作人の中に、記載せられている「調子家」は調子筑後守の家であることから武士階級も亦かかる豪農の小作人として経済的に被支配の地位に没落し、これがやがて身分制度の崩壊となり、更に徳川封建制を土台からゆさぶるに至ったのである。一方における豪農による土地の集中独占はその反面に土地なき百姓を生む結果となった。幕府の正租が五公五民で決して軽い負担でないのに小作年貢の上に六公四民或は七公三民等と更に重い年貢に縛られていた小作百姓が如何に貧苦の生活を送っていたかが想像される。此の外、村には助郷人足の割付があり、この負担も果さねばならなかった。この助郷人足負担の一例として農賈日録には、(原文のまま)

紀州水野丹後守通行

一、京行七人

三月一日

○三郎右衛門

○四郎右衛門

小津かひ銭

貳百三拾貳文

○次郎右衛門

○善左衛門

○惣三郎

○半左衛門

○源左衛門

一月卅一日

雲州様御通行

一、伏水行 三人

○善左衛門

二月一日

六升

○四郎右衛門

せに七拾貳文渡

○六郎右衛門

とあり、助郷人足は農村にとって重い負担であった。

近世における山域農民の経済生活（足立）

小遣錢わらじ銭として「ぜに」飯代として「米」が給与されたのであるが、それはすべて村の農民の共同負担であった。この助郷負担は農民を苦しめた一つでもあったが反面水呑同様の無高に近い百姓達にとっては助郷人足になって、小遣い銭と米を給与されることが重要な収入の道となり、これがやがて村内に奴隸的或は人足化した農民階級を形成する過程ともなるのである。尙神足村は西国街道に沿って旅人の通行が多かったので街道沿いの農家では杵、草鞋商等小商いによる農閑余業によって生計を立てる半農半商が多かった。傭師、屋根師、大工、石工、左官、髪結等の半農半職人が多いが当時の無高に等しい貧農の多くは、このような職業に従事して苦しい経済生活をしていたであろうと想像される。（原文のまま）

農賈日録によると

傭人

正月六日

一米なほし

三人

○八郎左衛門

○清六

○庄兵衛

正月

一十二、十三、十七日

在所

大工 四人

権吉

正月

一十七、十八、廿一日

在所

畳師式人半

政平

正月廿七日、廿八日、廿九日

泥水通 三人

喜兵衛

二月十三日

在所

大工 老人

権吉

一油荷拾人

九郎左衛門

とあり又乙訓郡古市村の古文書の中にも神足村の大工を雇った記事がある。

「一、安政二卯二月薬師堂破損ニ付修葺屋根葺替仕候此儀何方へも不届出候入用之段、村方に頼母子取結仕候則大工神足与次郎なり勘定帳彌右衛門方に有之候」

「一、安政五年巳五月若宮様鳥居破損仕候ゆへ建替仕候 此儀も何方へも不届出仕候 入用銀の儀村方勸化を以仕候 大工神足四郎左衛門也 勘定帳彌右衛門方有之候」

以上の記録によって神足村農民は西国街道に面して地理的条件に割合に恵まれた半職人的農民、半傭人的農民の性格を帯びていたとも考えられる。農民は余暇を利用して商人になり、或は職人となり、若しくは傭人となつてその生計の維持を図つたし又凶らざるを得なつた。

(三)豪商の出現と商業資本支配

凡そ無高農民に等しいと考えられる零農や、次男以下の水呑百姓達が郷土に留つて一定の限られた地上で生活を維持して行くためには、前述したような「農閑商い」とか「職人渡世」等の外にはその郷村における大

地主である豪農に隷属して小作人、傭人となるか、或は又豪商に隷属して商業的生産を行うか又はその奉公人となつて生計を立てるより外に方法がない。即ち純粋農業生産のみで独立出来ない農民達は豪農・豪商の下に隷属して被支配、被搾取の対象となり、商業資本の餌食となり、益々零細化しながらその露命をつないでいくのである。今この關係を神足村において發見するのである。既に述べたように一年中多くの傭人が、搾油業者であり、村きつての大地主である。「油屋」によつて使用せられ、多くの貧農がその奉公人或は小作人、人足として隷属渡世してしたのであるが更に近郷の農民も又その商業資本に支配されて商業的農業生産に従事していたことが「農賈日録」に記載されている。先ず近郷近在の百姓から生活物資の買附が行われている。

当座買物

正月廿二日

村

一くぬぎ枝柴 廿式荷 義左衛門

近世における山城農民の經濟生活（足立）

代ぜに 三ノ五百文

一割り木 式拾駄 久左衛門

代百

金壺両壱分

ぜに 三百四拾壱文

一、同三駄 同 人

代拾五貫

内 油一升

ぜに 三百文

一、麦壺石 喜兵衛

四百參貫

金壺両式分二朱

ぜに 式百五拾五文渡し

等とあり柴とか、わり木等を油屋が村の農民から買附けている。又油仕事に年中使用されているものも相當あつたと思われる。「農賈日録」（原文のまま）

未九月十一日より四月朝迄

「油仕事」

一、七上 四十六日 四分八ト九厘

一、六上 三十三日 三分三ト

一、四上 五十六日 三分四ト八厘

ノ十一分六ト七厘

金式朱

ぜに 百六拾壹文

四月廿日 長次郎

十月廿五日

一、ぜに五百文 庄五郎渡

代五分六ト

正月十二日より

一、六上 八十三日 八分壹ト

一、四上 十六日 壹分六厘

ノ九分壹ト六厘

ぜに 三百廿二文

十一月廿四日

由松
浅吉渡

卯十二月上

一、銀式百拾七分三ト七厘 長次郎

未十二月

一、三兩

代式百十六ト三厘

四百拾八分五ト四厘

仕事賃

とあることから、多数の日傭人足が搾油業に使用せられ、賃労働による渡世者、製油工の如き通年雇傭のものも多数見うけられる。ことに、長次郎、与兵衛の如きはこれ等製油工の棟梁として、労賃の分配を行い多額の金銭の受授にたずさわっている。

更にこの搾油業を中心として商業的農業生産が行われた。即ち商品しての菜種の栽培で三里四里も隔った農民の売り込みも見え、当時の農民の経済生活に裏作収入の商品生産として重要なものの一つであったに相違ない。「農賈日録」には油屋を中心とする数ヶ村の農民より買附けたことが記載されている。

菜種買附

正月七日 下海、源兵。(下海印寺村の源兵衛)

一、菘石式斗 久右衛門(使用人)

壹斗九升貳合(油?) 長次郎(同)

正月十八日 村清吉

一、八斗 久右衛門

壹斗四升壹合 与兵衛

正月十九日 下海 新左衛門

同 長左衛門

一 壹石貳斗

貳斗五合

正月二十日 下海 新左衛門

一 壹石貳斗

貳斗五合

の如く大量の取引が行われ、原料の購入と種油の販売が物々交換の形で行われている場合もあれば又次の如く、原料買附が盛に行われている。

菜種入蔵納

おく(海印寺村)

一、十四かます 竹 藤

一、五かます 友 八

一、壹かます 武兵衛
一、六かます 久左衛門

其の他水稻苗の大量買附と販売が行われたり、下肥の購入も行われている。

五月廿六日 宿院

一苗 貳百拾九把 六左衛門

内六拾把 清左衛

五拾把 善兵衛

百九把 清 六

代金 三分貳朱

ぜに 六百元

六月八日

一苗 与左衛門

廿三把 四郎左衛門

七把 勘左衛門

四拾五把 清 六

五拾把 寺分源介

代金貳分

近世における山域農民の経済生活(足立)

九七(二三九)

五月廿九日 一坪苗代 古(古市村)

一金老分式朱

久 助

六月二日

楳原木屋

一もみ 五斗

仁左衛門

代金 貳分三衛

こやし買付

正月十三日

一式荷

長右衛門

正月十三日

一式荷

清 六

正月廿五日

一五荷

五左衛門

一三荷

長左衛門

ここに、こやし(下肥)の販売者たる百姓長右衛門、清六、五左衛門等は恐らく下肥を自家消費するにも耕地をもたない零細農民であったから当時の農業にとって必需品とも考えられる肥料を油屋は又日傭人を使用し

て、収集された広大な田畑を小作に出すのみでなく自らも耕作したことがこれによって推測されるのである。

三、むすび

私は近世における山城農民の経済生活を明らかにする手がかりとして一先ず京都市より約二十数軒の距離にある西国街道沿いの乙訓郡神足村農民の経済生活を探究して来たのであるが、このような街道沿いの村では都市的生活の浸透を契機として半農半商的・半農半職人的性格の農村と農民を形成しており、然もそこに経営されている農業生産も亦商業的生産であり、深く交換経済に入り込んでいたことが考察せられる。地主であり、搾油業者であり、村役人としての権力をもった油屋は、その周囲数ヶ村の零細農民をその商業資本の下に隷属せしめて、小作米の収納販売、商品の農産物の買付と加工販売によって莫大な利潤をあげ、更に又搾油業者としての前貸が土地集中の契機となり、遂に抜くべからざる勢力をもつに至った。この前貸に

ついで、年末に金を貸しつけ、その担保に土地を入れさせたのであるが、菜種の収穫期によく起る桂川の水害のために、支払いが不能となった農民の土地が搾油業者の手に集中されていったのである。そしてこのことの事實は、幕末に神足村耕地の殆んど全部が大庄屋たる岡本一家（搾油業・質屋・米屋を経営していた）の手に所有されるに至っていることによつて証明されるのである。

かくて半農半商半職人的な神足村農民は地主及搾油商人たる富豪岡本家に隷屬して、小作人として、或は奉公人として、或は又搾油業者に対する商品的菜種の栽培者としてその經濟生活を送つていたといつて過言ではないと思ふ。

従つて又この關係がやがて村内における身分關係を規定づけ、非常に強固ならしめるわけで、今日尙残る神足村の封建的身分關係の思想はここに淵源するものであるとも考えられる。

註一

岩城家は現在乙訓部長岡町古市村の豪農にして現戸主彌一郎氏は元新神足村の村長にして村政に尽力し名村長として令名をうたわれている。家は山崎合戦に有名な勝龍寺城主岩城某の古市郷に歸農せる根生百姓である。代々彌右衛門の通称にて庄屋、年寄等の村役人をつとめて明治に至る。

註二

三・四 岡本家であり、岡本家に所蔵されている。

岡本家は農地改革以前までは神足村第一の大地主にして広大な田畑を所有していた。約三〇〇年以前に分家し一家は搾油業を営み、「油屋」と呼ばれる豪商となる。一家は質屋及び藥屋を営み共に近郷村民の經濟の中心となり今日に至る。大庄屋、庄屋、元村長として代々村役人となり、村民より尊敬されている。